



過半数代表者 その② の選出について考えよう！

■過半数代表者になるには要件が定められています (労働基準法施行規則第6条の2)

- ①監督または管理の地位にあるものではないこと
- ②法に規定する協定をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手などの方法による手続きにより選出された者であること
- ③使用者の意向に基づき選出されたものでないこと

つまり…

- 現場長等の管理職・指定職の方は過半数代表者になることはできません！
- 親睦会の幹事等を自動的に選任した場合は無効です！
- 会社が過半数代表者を指名したり、選挙・信任投票等、公正な手続きなしに過半数代表者になることはできません！
- 会社が立候補を促したり、「この人に投票して欲しい」と斡旋したりなど、会社の意向に基づき選出された場合は法令違反であり、無効です！



「●●さんに投票して欲しい」、「分かっているよね?」、「よく考えて投票するように」など 会社から投票内容について依頼や斡旋があれば、コンプライアンス違反です！
管理者など「職場の上司」という立場を通じて行われることも同様に違反です！

◎ **過半数代表者選出について、
労働者間で議論することは全く問題ありません！**

✓ **過半数代表者選出が公平・公正に行われているかチェックしよう！**

- 休職者を含め、十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか？
- 投票用紙やボールペン等にナンバリング等はされていませんか？
- 投票用紙を配布する時に、特定の候補者に投票するよう働きかけはありませんか？
- 投票所に衝立など、投票の秘匿性を保つ工夫はされていますか？
- 人によって、異なる大きさの投票用紙が配布されていませんか？
- 開票前に投票内容を確認されていませんか？
- 選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名されていませんか？



**過半数代表者の役割について考え、安全で安心して働ける労働環境を
つくり出すために、職場の声を反映してくれる代表者を選出しよう！**